平成２３年（フ）第１１０５号
東京都立川市羽衣町２丁目１番20号藤荘Ｂ号
破産者　成田　昭夫
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８３号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目２番７号
破産者　株式会社美研
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１号
長野県上田市腰越1523番地
破産者　株式会社マルコ・エステート
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３５６号
静岡県浜松市東区天龍川町666番地の１
破産者　富士千木材株式会社
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
島根県松江市袖師町７番８号
破産者　有限会社ファミリーケア
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
島根県松江市八雲町平原334番地２
破産者　加藤　達男
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３３号
栃木県足利市通２丁目2658番地
破産者　林　　悦子
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５０号
栃木県佐野市大橋町1702番地
破産者　齋川　　力
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県深谷市菅沼61番地３
破産者　飛田　正夫
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２７６号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷東24―１　ＯＴＴＩ　ＰＬＡＴＺ405号、住民票上の住所愛知県一宮市向山町２丁目24番地１　グランレイム向山403号
破産者　田中　　格
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６４２号
札幌市白石区平和通１丁目南４番16号　柿沼荘101号
破産者　北村　政明
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７１号
札幌市西区発寒８条５丁目２番８―404号
破産者　昆　　薫
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１０号
札幌市中央区北４条東１丁目３番地１　パシフィックタワー札幌2803号
破産者　北川　紀子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘１丁目1259番地80、前住所青森県八戸市大字石手洗字一本木１番地10
破産者　平野　　修
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３３４号
さいたま市南区松本４丁目２番９号
破産者　藤代　昌子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
埼玉県川口市江戸３丁目13番７号　宇奈月第７コーポ203号
破産者　金子　忠正
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２９号
さいたま市浦和区仲町１丁目10番17号
破産者　石井　康友
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３５号
埼玉県桶川市朝日３丁目11番23号　ファミーユ司Ｂ―201号
破産者　日向　健一
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７５号
さいたま市見沼区大字東門前161番地４　クリサンセマム102、前住所さいたま市見沼区大字風渡野475番地　イーグルハイツＡ101
破産者　池田けい子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９７号
さいたま市南区別所６丁目19番13―301号、前住所さいたま市桜区大字白鍬212番地　ヴァンベール白鍬壱番館305号
破産者　石井あかね
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係